

令和4年3月23日改定

平成27年4月1日改定

平成25年4月8日制定

TIA推進センター

「産総研TPECインターンシップ制度」FAQ

1. TPECインターンシップ制度実施について

Q1：TPECインターンシップの公募は、どのように行われるのですか。

A1：インターネット上（TPECホームページ）にて随時、公募概要を掲示します。応募者は、応募要項（産総研の技術研修員規程第3条）に従って必要書類を産総研に提出し、それらの書類を選考した後、選考された応募者は、TPECインターンシップ講義・実習の参加が可能となります。

Q2：TPECインターンシップ講義・実習に参加する期間中の産総研の受入身分は、何になるのでしょうか。

A2：産総研の技術研修員制度に基づいて受け入れるため、技術研修員規程第4条に従って「研修員」となります。

Q3：TPECインターンシップ講義・実習に参加する期間は、どのように決定されるのでしょうか？また、週数日間、定期的に大学に戻ることや参加期間中に数週間、大学に戻ることも可能なのでしょうか。

A3：TPECインターンシップ講義・実習に参加する期間をどのように設定するかは、全て応募者の相談に応じます。また、週数日間、定期的に大学に戻ることや参加期間中に数週間、大学に戻ることも可能です。

2. 旅費の支給について

Q4：TPECインターンシップ生のTPECインターンシップ講義・実習期間と旅費の支給はどのような関係になっているのですか。

A4：産総研旅費規程に従い、以下の通り支給します。

		交通費	宿泊料	日当	食卓料
宿泊を伴う場合	短期 ¹⁾	住所から産総研までの往復の交通費を実費で支給します	産総研旅費規程で定められた定額を支給します	産総研旅費規程で定められた定額を支給します	宿泊料の定額を支給されない場合、産総研旅費規程で定められた定額を
	長期 ²⁾				
	継続しない長期 ³⁾				

					支給します
宿泊を伴 わない場 合	短期 ¹⁾	住所から産総研 までの往復の交 通費を実費で支 給します	支給しません	支給しません	支給しません
	長期 ²⁾				
	継続しな い長期 ³⁾				

1)短期の TPEC インターンシップ講義・実習とは例えば5日間以内のセミナー等の参加を意味する。

2)長期の TPEC インターンシップ講義・実習とは数週間から数ヶ月間（1年以内）の参加を意味する。

3)継続しない長期の TPEC インターンシップ講義・実習とは、例えば週3日以内の参加を数週間から数ヶ月間（1年以内）、参加することを意味する。

Q5：旅費の支給に関しては、誰が旅行命令権者となるのですか。

A5：産総研旅費規程実施要領第3条に従い、TPEC インターンシップ事務局長が旅行命令権者となります。

Q6：TPEC インターンシップ生が、TPEC インターンシップ講義・実習期間中に産総研以外の場所に（例えば学会等の参加を目的として）出張する場合の旅費は、支給するのですか。

A6：TPEC インターンシップ講義・実習の参加に伴う住所から産総研までの往復の交通費以外は、支給しません。

Q7：TPEC インターンシップ講義・実習期間中に、大学・大学院の講義に参加する場合の旅費は、支給するのですか。

A7：住所から産総研までの往復の交通費は支給されますが、その住所から大学・大学院までの旅費は支給しません。

Q8：宿泊を伴う TPEC インターンシップ講義・実習に参加する場合、例えば宿泊先から産総研までの往復の交通費は、支給するのですか。

A8：支給しません。産総研旅費規程実施要領第14条では、日当は出張目的地である地域内を巡回する場合等の交通費を賄うために支給するとあり、宿泊先から産総研までの往復の交通費は、支給する日当で賄って頂くこととなります。

Q9：TPEC インターンシップ講義・実習に参加する場合の往復交通費の算定基準は、どのようになっているのですか？

A9：産総研旅費規程第5条に定める通り、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することになっております。

問い合わせ先：

〒305-8569

茨城県つくば市小野川16-1

産総研 TIA推進センター内

TPECインターンシップ事務局

電話：029-862-6245